東京医科歯科大学病院医療情報システム利用規則

（平成１６年４月１日
規則第２２７号）

（趣旨）
第１条　この規則は、東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）の医療情報システム及び医療情報システムに蓄積されたデータ（以下「蓄積データ」という。）の利用について定めるものとする。

（医療情報システムの目的）
第２条　医療情報システム及び蓄積データは、本院における患者サービスの向上、運営の効率化を図るとともに、東京医科歯科大学の診療・教育・研究の進展に資することを目的とする。

（利用者の資格）
第３条　医療情報システムを利用できる者は、次に掲げる者とする。
(1) 本院において医療に従事する者
(2) 本院において医療事務に従事する者
(3) その他、病院長の承認を得た者

（登録）
第４条　医療情報システムを利用する者は、所定の書類を提出しなければならない。

（登録内容変更）
第５条　利用者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに所定の書類を提出すること。また、医療情報システムへのアクセス権限が付与された身分証明書等を紛失したときは速やかに病院長に届け出なければならない。

（登録者の義務）
第６条　利用者個人のパスワードは、自ら管理し、第三者の利用に供してはならない。
２　蓄積データに関し、守秘義務を負うものとする。
３　医療情報システム及び蓄積データは、定められた目的以外に利用してはならない。
４　利用者が義務を課された講習等を受講しなかった場合は、一時的に利用を停止させることがある。

（機器利用上の禁止事項）
第７条　利用者は、医療情報システムを他のシステム等に接続し又は医療情報システムに接続された端末を無断で移動してはならない。

（情報の安全確保）
第８条　病院長は、蓄積データの漏洩、滅失、き損の防止措置を講じなければならない。

（損害補償）

第９条　利用者が、故意又は重大な過失により医療情報システム及び蓄積データを汚損、損傷又は滅失したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

（登録の取り消し）
第１０条　病院長は、利用者がこの規則に違反したときは、その者に係る登録を抹消することができる。

（蓄積データの利用）
第１１条　蓄積データの利用については、病院長が定める。

（その他）
第１２条　この規則に定めるもののほか、医療情報システムの利用に関し必要な事項は、病院長が定める。
２　この規則の改廃については、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年３月６日規則第３号）抄
（施行期日）
１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年２月２４日規則第２４号）
１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
２　この規則の施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成２４年９月３０日まで、なお従前の例による。
附　則（平成３０年３月２９日規則第１６号）
この規則は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）
この規則は、令和３年１０月１日から施行する。